

平成26年度第1回鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会
会議録

1 日 時 平成27年3月18日(水) 午前10時から午前11時まで

2 場 所 総合福祉保健センター4階 研修室

3 出席者

(1) 出席委員(敬称省略)

篠原 勝、加藤 寛市、後関 俊一、樋口 敏之、中里 孝男、高安 稔、
豊田 朋二、望月 忠(鎌ヶ谷市健康福祉部長)、高地 健司(鎌ヶ谷市都市
建設部長)、山口 清(鎌ヶ谷市教育委員会生涯学習推進部長)、皆川 保則
また、鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会規則(以下「規
則」とする。)第6条に基づき、廣瀬鎌ヶ谷警察署生活安全課長が出席した。

(2) 欠席委員(敬称省略)

鎌田 義弘、内藤 誠

(3) 事務局

渡邊安全対策課長、山本安全対策課防犯係長、
佐野安全対策課主事 三木安全対策課主事補

4 傍聴者 0人

5 議題等

(1) 議題

- ア 会長、副会長の選出について
- イ 会議の公開について
- ウ 会議録の作成について
- エ 会議録署名委員の選出について

(2) 報告事項

防犯カメラの運用状況及び犯罪発生状況について

6 会議の概要

(1) 議題

鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会委員への委嘱状の
交付に引き続き、委員の過半数以上が出席し、会議が成立したので、以下のと
おり会議を行った。

ア 会長、副会長の選出について

規則第4条の規定に基づき、委員の互選により、会長については篠原勝委員
に決定した。

会長を決定した後、規則第5条の規定により会長が会議の議長となり、議事
を進め、規則第4条の規定に基づき、副会長の選出については互選により、樋
口敏之委員に決定した。

イ 会議の公開について

会議の公開については、これまでと同様「鎌ケ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」のとおり、原則公開に決定した。また、傍聴を認める定員については、会議室の都合もあるため、先着順で原則5名とすることに決定した。

ウ 会議録の作成について

会議録は、これまでと同様、要点筆記方式とし、「鎌ケ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」第7のとおり、会議の名称、日時、場所などを記載するものとした。

エ 会議録署名委員の選出について

会議録署名委員の選出については、会長を除いて、会議ごとに2名ずつ選出することとし、本日の会議においては、加藤委員及び後関委員に決定した。

(2) 報告事項

ア 防犯カメラの運用状況について

事務局より、資料1の「防犯カメラ概要について」を基に運用状況を報告した。

イ 犯罪発生状況について

事務局より、資料4の「近隣市刑法犯認知件数の推移（平成17年から平成26年中）」及び資料5「刑法犯の認知件数について（千葉県全体、鎌ケ谷市）」を基に概要を報告した。

(3) 質疑応答

○委員より

質問1 市内には何台の防犯カメラが設置されているか。

⇒事務局 17台である。

質問2 防犯カメラの設置場所や向きを公開しているか。

⇒事務局 設置場所については公開しているが、向きや画角までは公開していない。

質問3 ネット犯罪対策は行っているか。また、当協議会で議題として取り上げる予定はあるか。

⇒事務局 現在、対策は行っていない。今後については未定だが、検討したい。

⇒山口委員 生涯学習部では平成27年度予算において、ネットパトロールを実施する予定である。

⇒廣瀬鎌ケ谷警察署生活安全課長 県警本部では、サイバー犯罪対策の専門部署を設置し、捜査を行っている。

質問4 防犯カメラの設置位置や向きを公開することで、それ以外の場所における犯罪多発の懸念はないか。

⇒事務局 設置場所を公開することで、市内に監視の目が行き届いている

ことを周知させることにより、犯罪の抑止効果を得られると考えている。
質問5 防犯カメラを他の目的に活用することは可能か。例えば、台風等の災害時に、道路の冠水箇所を監視することができるのではないかと。

⇒事務局 防犯カメラの設置運用に関しては、プライバシー保護の観点から厳格な基準を設けており、現状では目的外使用はできない。災害対策用監視カメラについては、関係部署と調整し、検討したい。

質問6 夜間防犯パトロールについて、なぜ水曜日から日曜日までの実施となっているか。また、警察から犯罪多発箇所等の情報提供を受けているか。

⇒事務局 警察から週末において、犯罪が発生しやすいという情報を得たため、現在の日程で実施している。また、犯罪発生情報の提供があった際には、重点地区としてパトロール強化を行っている。

質問7 防犯カメラは常にモニターで監視しているのか。

⇒事務局 常時の監視はしておらず、照会に応じて閲覧している。なお、リアルタイムでの閲覧も可能である。

7 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 資料1 「防犯カメラ概要について」
- (3) 資料2 「防犯カメラの設置場所」
- (4) 資料3 「鎌ヶ谷市防犯カメラ管理運用基準」
- (5) 資料4 「近隣市刑法犯認知件数の推移(平成17年～平成26年中)」
- (6) 資料5 「刑法犯認知件数について(千葉県全体及び鎌ヶ谷市)」
- (7) 資料6 「市の主な防犯事業」
- (8) 資料7 「鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進に関する条例」
- (9) 資料8 「鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会規則」
- (10) 資料9 「鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会委員名簿」
- (11) 資料10 「席次表」

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成27年4月6日

署名人 加藤 寛市

署名人 後関 俊一